

平成 26 年 3 月
東京税関業務部

各 位

電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、平成 24 年 10 月 30 日より不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されていたところですが、今般、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 52 号）が公布され、引き続き不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

2. 対象国

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国

3. 期間

平成 31 年 3 月 4 日まで

4. 税率

スペイン	1 4 . 0 %
中華人民共和国	4 6 . 5 %
貴州紅星発展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの	3 4 . 3 %
南アフリカ共和国	1 4 . 5 %

問合せ先

通関総括第一部門（手続関係）

Tel 03-3599-6337

原産地調査官（原産地認定関係）

Tel 03-3599-6527